横瀬町中小企業経営基盤強化支援補助金

創業·企業の新たな 取組みを応援します

横瀬町では、産業及び雇用の創出を促進するため、創業や企業の新たな取組みに対し、補助金を交付します。

補助金の種類	内容	補助額	申請期限	
新規創業 支援補助金	起業するために町内に事業所を設置した中小企業者に対し、建物維持に要する経費の一部を補助※最大3年度間補助	(1)新築・増改築の場合・・・ 年間固定資産税相当額 (上限50万円) (2)賃借の場合・・・年間賃料 の10%相当額(上限20万円)	創業日の属する年 度の翌々年度末	
経営革新計画 承認奨励補助金	認定支援機関の支援を 受け、経営革新計画の 承認を受けた中小事業 者に対し、奨励金を交付	5万円	承認日の属する年 度の翌年度末	
品質環境経営 促進補助金	国際規格(ISO9000シリーズ・ISO14000シリーズ)又はエコアクション21の認証・登録等に要した経費に対し、補助金を交付	(1)国際規格の認証取得・・・ 対象経費の1/2以内 (上限80万円) (2)エコアクション21の認証登 録・・・対象経費の1/2以内 (上限20万円)	登録日の属する年 度の翌年度末	

お気軽に お問合せください

TEL: 0494-25-0114